

議案第49号

農作物共済に係る無事戻しについて 宝塚市農業共済条例(抜粋)

(無事戻し)

第36条 市は、農作物共済について、共済目的の種類ごとに、毎会計年度、農作物共済加入者が自己の責めに帰すべき事由がないのに次の各号の一に該当する場合には、議会の議決を経て、当該会計年度の前3会計年度間に共済責任期間が満了した共済目的に係る加入者負担共済掛金(以下この項において「共済掛金加入者負担分」という。)の2分の1に相当する金額(当該前3会計年度間に共済金の支払を受け、又は当該会計年度の前2会計年度間にこの条の規定による無事戻し金(法第102条の規定による払戻し金をいう。以下同じ。)の支払を受けたときは、当該2分の1に相当する金額から当該共済金及び当該無事戻し金の合計金額を差引いて得た金額)を限度として、特別積立金の積立額の範囲内において、当該農作物共済加入者に対して無事戻し(同条の規定による払戻しをいう。以下同じ。)をすることができる。

- (1) 当該会計年度の前3会計年度にわたり共済金の支払を受けないとき(当該会計年度の前2会計年度間に無事戻し金の支払を受けた場合において、当該無事戻し金の金額が、共済掛金加入者負担分の2分の1に相当する金額以上の金額であるときを除く。)
- (2) 当該会計年度の前3会計年度間に支払を受けた共済金の金額が共済掛金加入者負担分の2分の1に相当する金額(当該会計年度の前2会計年度間に無事戻し金の支払を受けたときは、当該2分の1に相当する金額から当該無事戻し金の金額を差引いて得た金額)に満たないとき。

2 略